

IBARAKI AWARDZ GROUP

第1条 （名 称）

本会は、茨城アワーズグループ と称する。

第2条 （本部）

本会の本部は、茨城県東茨城郡茨城町長岡 3446 磯崎守男 宅に置く。

第3条 （事務局）

本会は、事業を円滑に遂行する為、本部とは別に事務局を置く事とし、担当は、山本(JA1HTD)が当たり実務的な業務とアワードマネージャーを兼務する。

第4条 （目 的）

本会は、営利を目的としないで、アマチュア無線の健全な発展を図り、会員及び非会員との相互親睦と友好を増進し、アマチュア無線界の活性化及び向上に貢献する事。

第5条 （事 業）

本会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う事が出来る。

- (1) 各種アワードの企画及び発行。
- (2) アマチュア無線に付いての技術調査及び研究。
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業。

第6条 （会員の種類と資格）

会員は、正員並びに家族会員と準員、及び賛助会員の4種類とする。

- (1) 正員とは、アマチュア無線局の無線設備の操作を行う事が出来る無線従事者の資格を有する者。
- (2) 家族会員とは、正員の家族で本条の(1)を満たす者。
- (3) 準員とは、前項の資格者以外の者で、アマチュア無線技術に興味を有する者。
- (4) 賛助会員とは、本会の活動を十分に理解し資財面等で支援して下さる方。

第7条 （入会条件）

入会は、会員増強を図る為、一般募集並びに会員による推薦で行う。

- (1) 一般募集に応募する方は、所定の会員登録票（様式2号）に必要事項を記入の上、事務局に提出し幹事会で決める事とする。
- (2) 推薦を行う場合は、会長及び事務局に報告し、幹事会の了承を得て当該者に伝える。  
(尚、当該者が受託をした場合は、速やかに会員登録票（様式2号）の提出を必要とする。)

但し第6条（4）は適用しない。

第8条 （会員構成）

当グループの会員は、茨城県内局を優先し、第7条により県外局も対象とする事が出来る。

第9条 （退会の自由）

会員が退会する時は、自らが書面により会長（又は幹事）に届け出る。

第10条 （会員の資格喪失と除名及び退会命令）

会員は、下記の場合資格を失う。

- （1）死亡した時。
- （2）電波法令に違反し、罰則の適用を受けた時。
- （3）本会の運営方針に反し名誉を汚し会員として相応しく無い言動、行為行動が有った時。

第11条 （会員の権利）

会員は、次の権利を有する。

- （1）正員及び家族会員は、総会で議決権の行使。
- （2）準員は、総会で意見を述べる。
- （3）賛助会員は、本条を適用しない。

第12条 （会員の義務）

会員は、次の義務を負う。

- （1）会員は、会が運営する各種行事に極力参加する事。
- （2）会員は、会則の各事項を遵守する事。

第13条 （会費）

当面会費の徴収を行わない。

（但し、徴収の必要が生じた場合は、幹事会で検討し、別に定める。）

第14条 （会長の選出）

会長は、次の方法で決める。

- （1）初年度は、発起人代表者がその任に当たる。
- （2）以後は、総会の決議に従う。

第15条 （幹事の選出）

幹事は、時の会長が検討し正員の中から選出し決める。

第16条 (業務担当)

各種事業を円滑に遂行する為に次の担当者を幹事の中から選出する。

- (1) 業務担当若干名、会計担当1名、監査担当1名をおく。
- (2) 但し、(1) 以外にも必要に応じ担当者をおく事が出来る。
- (3) 指名を受けた担当者の兼務を妨げない。

第17条 (幹事の業務)

幹事は、次の業務に当たる。

- (1) 会長は、幹事を代表して本会の業務の一切を掌握し統括する。
- (2) 業務担当は、会長を補佐し本会の業務を円滑に遂行する。
- (3) 会計担当は、本会運営に必要な会計業務の一切を行う。
- (4) 監査担当は、幹事及び会計の業務を監査する。

第18条 (会長及び幹事の任期)

会長及び幹事の任期は、1会計年度内とし重任を妨げない。

第19条 (幹事会)

幹事会は、会長の指示により事務局が対応し通常は便宜上、電子メールによる手続きを行い、配信後1週間以内に得た回答(無回答の場合は、了承を得たものとみなす)を基に会長が決める。

又、急を要しない場合は、集会及び文書により実施する事も出来る。

(尚、会長不在で急を要する場合は、事務局が判断し事後報告をする。)

第20条 (総会)

総会は、毎会計年度終了後報告準備が出来次第会長が召集し開催する。

第21条 (総会の議事)

総会で討議する事は、当該年度の事業及び会計報告、会長及び幹事の改選。

第22条 (会計年度)

会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日迄とする。

第23条 (附則事項)

此の会則に定めのない事は、其の都度協議し附則事項として別に定める。

この会則は、2017年04月25日 施行・実施